

助成額(単位:円)

コース	検査料(税込み)	助成額
①基本	55,000	25,000
②基本+婦人科(子宮頸部)	71,500	28,500
③基本+婦人科(子宮体部)	74,800	29,500
④基本+婦人科(子宮頸部+体部)	75,900	30,500

※消費税は受診者負担となります。

■コース・内容
基本コース▼身体測定、血圧測定、血液一般、免疫血清、生化学、尿、便、循環機能、呼吸機能、聴覚機能、眼機能、エックス線、超音波、肝炎ウイルス検査、内科診察

大和市の国民健康保険に1年以上加入している人と神奈川県後期高齢者医療制度に加入している市内在住者を対象に、人間ドック検査料を助成します。
申し込み▼いずれも指定医療機関で受診予約後、受診前に保険証を持参し、市役所保険年金課へ。
※市税などの滞納がある場合は助成を受けられません。

人間ドック検査料を助成



指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	実施コース
中央林間病院	中央林間4-14-18	☎(276)8822	①
大和徳洲会病院	中央4-4-12	☎(262)6400	①②
桜ヶ丘中央病院	福田1-7-1	☎(269)4111	①②③④
南大和病院	下和田1331-2	☎(269)2411	①

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期をお願いする場合があります。

■市役所保険年金課係
(260)5115(後期高齢者医療制度の加入者は、同課高齢者係係☎(260)5122) FAX(260)5158

婦人科コース▼内診、子宮細胞診、乳房触診、マンモグラフィ、超音波。
※基本コースと併せて受診。

市の出資法人など5団体(大和市土地開発公社、福大和市社会福祉協議会(公財)大和市スポーツ・よかみどり財団(公財)大和市国際化協会(公社)大和市シルバー人材センター)においても、情報公開や個人情報保護に関する規程を整備し、その推

市の出資法人など

市は、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を保護するため、大和市個人情報保護条例を制定しています。同条例に基づき昨年度の個人情報保護制度の運用状況は、表2のとおりです。不服申立ては4件でした。

市役所1階の情報公開コーナーでは、市の情報公開・個人情報保護制度に基づく請求を受け付けています。また、行政資料の閲覧や貸し出し、有償刊行物の販売なども実施しています。

個人情報保護制度

市は公正で開かれた市政のために、大和市情報公開条例を制定しています。同条例に基づく昨年度の情報公開制度の運用状況は、表1のとおりです。不服申立ては4件でした。

情報公開制度

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

【表1】昨年度の情報公開制度の運用状況

情報公開請求件数	全部公開	一部公開	非公開
236件	80件	90件	64件 (うち不存在62件)

【表2】昨年度の個人情報保護制度の運用状況

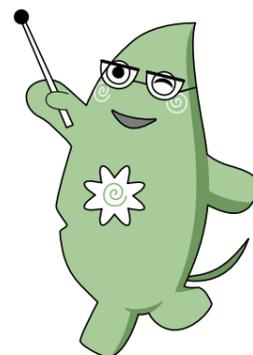
開示請求件数	全部開示	一部開示	不開示
106件	61件	17件	26件 (うち不存在26件)

※表1・2ともに決定の実績は、今年4月28日現在。

進に努めています。昨年度はいずれの団体にも情報公開や個人情報の開示、訂正、利用停止の申し出はありませんでした。

市役所総務課情報公開係 ☎(260)5334 FAX(264)6007

市役所介護保険課係 ☎(260)5169 FAX(260)5158



今年度の65歳以上の人の介護保険料は下表のとおりです。
生活が著しく苦しいかたは、減免制度の対象になる場合があるのでご相談ください。

介護保険料

6月中旬に、今年度の介護保険料決定通知書、国民健康保険税納税通知書を発送します。特別徴収ではない人や口座振替をしていない人には納付書を同封します。口座振替依頼書が同封されておらず、必要な場合は各担当課へご連絡ください。

共通事項

介護保険料、国民健康保険税の決定通知書などを発送

65歳以上の人の介護保険料

段階	対象	年額(円)
第1	生活保護受給者または本人および世帯全員が市民税非課税で高齢年金受給者	21,006
第2	本人および世帯全員が市民税非課税 本人の公的年金等収入金額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が	80万円以下
第3		80万円超120万円以下
第4		120万円超
第5		80万円以下
第6	本人は市民税非課税で世帯員の誰かが市民税課税	80万円超
第7	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が	125万円未満
第8		125万円以上200万円未満
第9		200万円以上300万円未満
第10		300万円以上400万円未満
第11		400万円以上600万円未満
第12		600万円以上800万円未満
第13		800万円以上1,000万円未満
第14		1,000万円以上1,500万円未満
第15		1,500万円以上2,500万円未満
第16		2,500万円以上

※公的年金等収入金額は、老齢・退職年金など市・県民税の課税対象の年金収入の額で、障害年金や遺族年金は含まれません。
※合計所得金額は、年金所得、給与所得、不動産所得、配当所得など本人の令和4年中の各所得の合計で、社会保険料控除、医療費控除および株式の譲渡損失などを控除する前の金額です。なお、長期または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いたものです。

※納付がない場合、未納の期間や額に応じてサービスの給付が制限される場合があります。

市役所保険年金課国保年金係 ☎(260)5114 FAX(260)5158

世帯全体の所得	
軽減率 7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
軽減率 5割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+29万円(※変更前:28万5千円)×被保険者数
軽減率 2割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+53万5千円(※変更前:52万円)×被保険者数

■軽減判定基準における算出方法を変更

種類	課税限度額
医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金分	22万円 (変更前:20万円)
介護納付金分	17万円

■一世帯に課税される国民健康保険税の上限額(課税限度額)を変更

国民健康保険税の変更点